

# (1) 学習意欲の向上や学校の特色づくりを目指した学校選択制 (自由選択制)

導入年度：平成17年度 対象校：中学校6校

埼玉県戸田市

## 1 地域の概要

戸田市は、都心から近く、交通至便な土地柄で、平成20年度には人口も12万人を超え、世帯数は5万5千世帯を超えており、現在も若年層を中心に増え続け、「活力のある町」として発展している。総面積は18.17km<sup>2</sup>。



## 2 制度の概要

戸田市には、小学校12校と中学校6校がある。児童や保護者が自らの進学先である中学校を選択できるようにすることで学習意欲を高めるとともに、特色ある学校づくりを推進することを目的に、平成17年度から、市立中学校において学校選択制を導入している。

それまでは、「通学区域制度の弾力的運用について」（平成9年1月27日付け文初小第78号初等中等教育局長通知）等の趣旨を踏まえながら、指定校変更要件を緩和することにより、保護者の教育ニーズに対応していたが、保護者や地域住民からの要請もあり、さらなる対応が求められ、平成15年度における戸田市通学区域審議会での検討を経て、平成17年度から、市立中学校入学者を対象とする学校選択制を実施することとしたものである。

「中学校の学校選択制についての基本方針」は以下の通りである。

- (1) 平成17年度の新1年生から導入する。
- (2) 通学区域は維持し、通学区域内の生徒は、優先的に受け入れる。
- (3) 市内全6中学校において選択可能とする。
- (4) 各校とも通学区域外からの入学者数について定員を設ける。（それぞれ35人）
- (5) 希望者が定員を超えた場合には、抽選とする。
- (6) 希望校に入学が認められた場合には、指定校変更で対応する。
- (7) 入学後の学校変更は原則として認めない。
- (8) 自転車による通学は原則として認めない。（徒歩又は公共交通機関を利用する。）

### 3 事務の流れ（平成22年度入学生を対象とした学校選択制に係る事務）

就学指定までの事務の流れは下図の通りである。

時 期	内 容
5月	・教育委員会は平成22年度に戸田市立中学校入学予定の児童を対象に、「平成22年度戸田市立中学校学校選択制のご案内」を作成する。
6月	・教育委員会定例会において学校選択制に係る実施要項を決定する。
7月	・教育委員会は夏季休業日前に、「平成22年度戸田市立中学校学校選択制のご案内」の冊子を6年生全児童に配布する。同時に、「平成22年度戸田市立中学校学校選択制のご案内」を戸田市教育委員会ホームページにも公開する。
7月から 9月	・各中学校は学校公開日を設定したり、文化祭・体育祭等の学校行事を公開する。
9月24日 から 9月30日	・保護者は希望申請書を教育委員会に提出する。
10月20日	・教育委員会は申請状況を集計し、その結果をホームページ上で公開するとともに、全家庭に通知する。
10月26日 から 10月28日	・入学希望校（通学区域外の入学希望者のみ）変更期間。 （入学希望校の申請状況に応じて1回だけ、入学希望校を変更することができる。）
10月31日	・「戸田市教育の日」として、中学校全校学校公開日を実施する。
11月10日	・入学希望校の変更状況をホームページ上に公開するとともに、全家庭に通知する。 ・通学区域外の入学希望者数が各学校の定員（35人）を超えた場合、その学校への入学を希望した家庭にはお知らせとともに、公開抽選会のお知らせを通知する。 ・通学区域外の入学希望者数が各学校の定員（35人）を超えなかった場合、その学校への入学を希望した家庭には、指定校変更願書の提出を依頼する。
11月28日	・教育委員会で通学区域外の入学希望者数が定員（35人）を超えた学校について、公開抽選を行う。
1月中旬	・抽選結果を踏まえ、入学通知書を作成し、郵送する。
2月19日 まで	・公開抽選を行った学校で通学区域外の入学希望者に欠員が出た場合に、教育委員会は抽選による補欠順位によって家庭に連絡する。

### 4 実績

年 度	入学予定者	通学区域外からの 入学希望者	通学区域外からの入学者
平成17年度	1,050人	76人	76人
平成18年度	1,159人	111人	101人
平成19年度	1,183人	108人	108人
平成20年度	1,165人	139人	106人
平成21年度	1,260人	158人	134人

## 5 評価

学校選択制を開始して以来、この制度を利用する児童数は増加傾向にある。すべての小・中学校ではそれぞれ「学校応援団」(学校支援地域本部事業により設置)を基盤とし、学校・保護者・地域が一体となって教育活動を行っており、その協力を得ながら特色ある学校づくりに取り組んでいる(この様子は「戸田市立中学校学校選択制のご案内」の中の学校紹介パンフレットにも掲載されている。)

例えば、A中学校では、ボランティア活動に力を入れた学校づくりを推進している。町内会主催の防犯パトロールに、教師とともに中学生が参加したり、保健所主催の薬物乱用防止キャンペーンに参加し、駅頭での啓発活動に参加するなど、地域の方々とともに活動する中で生徒を育てる学校づくりを行っている。

B中学校では、活発な部活動を紹介している。学区内に市立スポーツセンターがあり、学校体育施設だけでなく、陸上トラックや温水プールなども活用しながら、活動している。

C中学校では、市の生涯学習課などの協力で校内に学校博物館を備え、地域から出土した土器を展示しており、社会科の学習に活用するなど、学力向上に取り組んでいる。

こうした学校パンフレットの情報や学校公開日で学校を観察した経験等に基づき、児童や保護者は、自ら学校を選んでいる。

一方、課題としては、以下のような点が考えられる。

- (1) 入学する生徒数の確定時期が遅れてしまうこと。
- (2) 通学区域外からの生徒数の増加は、地元意識が微妙に薄れてきて、通学区内の町会や子ども会の活動に参加が少なくなるなどの影響がある。
- (3) 学校規模の確保のため、入学者数にどうしても制限が必要となり、希望者数によっては抽選を実施することとなって、不公平感を感じられる保護者もいる。

教育委員会としては、入学を希望する児童や保護者の心情に配慮した措置として、学校選択の理由を聞かないこととしている。これは、選択理由を聞くことで、自らの選択理由の正当性を強く主張する保護者に不満を生じさせたり、そうした理由から、抽選の際に混乱が生じることを避けるためである。

自分が進む学校を調べ、選択することは児童や保護者にとっては大切な経験であり、この結果、目的意識を持って入学した生徒は中学校生活を意欲的に送っている。

今後も、教育委員会として、この学校選択制の良さを生かしながら、継続的に取り組んでいく予定である。

— 本事例の問い合わせ先 — 戸田市教育委員会 学務課 TEL 048-441-1800
--